

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定による処分をしたので、次のおり公告します。

平成二十六年七月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 処分をした年月日

平成二十六年七月二十二日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社MELEE

北葛城郡広陵町大字古寺五九七番地二

代表取締役 竹村美保

奈良県知事許可（般一四）第一五三九一号

三 処分の内容

建設業法第二十九条第一項第二号の規定による許可の取消し

四 処分の原因となった事実

有限会社MELEEの取締役竹村啓司は、刑法（明治四十年法律第四十五号）違反により、葛城簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、刑が確定しました。

このことが、建設業法第二十九条第一項第二号に該当すると認められます。